

松江市告示第 171 号

松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱（平成 21 年松江市告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めのあるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定基準 法第 6 条第 1 項第 1 号から <u>第 6 号</u>までの基準をいう。</p> <p><u>(2) 住宅型式性能認定 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「品質確保法」という。)第 3 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。</u></p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めのあるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定基準 法第 6 条第 1 項第 1 号から <u>第 5 号</u>までの基準をいう。</p> <p><u>(2) 性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「品質確保法」という。)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。</u></p> <p><u>(3) 住宅型式性能認定 品質確保法</u> _____第 3 _____第 3 1 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。</p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p><u>(6) 設計住宅性能評価書 品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価</u></p>

(添付図書)

第3条 法第5条第1項から第5項までの規定に基づき計画の認定又は法第8条の規定に基づき認定を受けた計画の変更の認定の申請をする者(以下「申請者」という。)は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)第2条第1項の表1若しくは表2又は省令第8条に定める図書のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を市長に提出するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 次条 各号のいずれかに該当する場合 略

2 品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下、「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもって前項第3号の図書にか

書をいう。

(添付図書)

第3条 法第5条第1項から第3項までの規定に基づき計画の認定又は法第8条の規定に基づき認定を受けた計画の変更の認定の申請をする者(以下「申請者」という。)は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)第2条_____に定める図書のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を市長に提出するものとする。

(1) 性能評価機関の技術的審査を受けた場合 当該性能評価機関が交付する適合証(認定基準に適合していることを示す書類をいう。)

(2)～(4) 略

(5) 設計住宅性能評価を受けた場合 設計住宅性能評価書の写し

(6) 第4条各号のいずれかに該当する場合 略

2 品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下、「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもって前項第4号の図書にか

えることができる。

3 略

(認定基準等)

第4条 略

(1) 住宅を建築しようとする地域に、次 _____ に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

(2) 次 _____ に掲げる土地の区域以外に 建築される住宅 _____ であること。(市長が長期にわたって存続できると認めた場合は除く。)

(災害配慮基準)

第5条 法第6条第1項第4号に規定する

「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたもの」を判断するための基準は、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものでないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間の内に解除されることが確実と見込まれる場合及び市長が認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあつては、この限りでない。

(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3

えることができる。

3 略

(認定基準等)

第4条 略

(1) 住宅を建築しようとする地域に、次の各号に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

(2) 次の各号に掲げる土地の区域以外に _____ 住宅を建築されるものであること。(市長が長期に渡って存続できると認めた場合は除く。)

条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(取り下げ届)

第6条 認定の申請をした者が、認定を受ける前に申請を取り下げるときは取り下げ届(様式第1号)1部を__市長に提出しなければならない。

第7条 略

(完了の報告等)

第8条 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定計画に従って建築工事が行われたことについて建築士による確認を受け、速やかに工事完了報告書(様式第3号)を__市長に提出しなければならない。

2 法第12条の規定により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書(様式第4号)1部を市長に提出しなければならない。

第6条～第14条 略

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書(様式第5号)により当該申請を行った__者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第10条 法第10条の規定により、地位の承継の承認の申請を承認しない場合は、承認

(取り下げ届)

第5条 認定の申請をした者が、認定を受ける前に申請を取り下げるときは取り下げ届(様式第1号)1部を、__市長に提出しなければならない。

第6条 略

(完了の報告等)

第7条 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定計画に従って建築工事が行われた旨を__建築士が__確認し__、速やかに工事完了報告書(様式第3号)を、__市長に提出しなければならない。

2 法第12条_____により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書(様式__4号)1部を市長に提出しなければならない。

第5条～第13条 略

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書(様式第5号)により当該申請をおこなった者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第10条 法第10条_____により、地位の承継の承認の申請を承認しない場合は、承認

しない旨の通知書(様式第6号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(改善命令)

第11条 法第13条第1項から第3項までの規定による改善命令は、改善命令書(様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 法第14条第1項第1号及び第3号の規定による認定の取消しは、取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

第13条・第14条 略

様式第1号(**第6条**関係)

取り下げ届

略

次の認定の申請を取り下げるので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱**第6条**の規定に基づき届け出ます。

略

様式第2号(**第7条**関係)

取りやめ届

略

認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱**第7条**の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

略

様式第3号(**第8条**関係)

工事完了報告書

略

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱**第8条**

しない旨の通知書(様式第6号)により当該申請をおこなった者に通知するものとする。

(改善命令)

第10条 法第13条第1項及び第2項の_____改善命令は、改善命令書(様式第7号)により行うものとする。

(認定の取り消し)

第11条 法第14条第1項第1号_____の規定による認定の取り消しは、取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

第12条・第13条 略

様式第1号(**第5条**関係)

取り下げ届

略

次の認定の申請を取り下げるので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱**第5条**の規定に基づき届け出ます。

略

様式第2号(**第6条**関係)

取りやめ届

略

認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱**第6条**の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

略

様式第3号(**第7条**関係)

工事完了報告書

略

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱**第7条**

の規定により、次のとおり報告します。

略

様式第4号(第8条関係)

認定長期優良住宅状況報告書

略

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

略

様式第5号(第9条関係) 略

様式第6号(第10条関係) 略

様式第7号(第11条関係) 略

様式第8号(第12条関係) 略

様式第9号(第12条関係) 略

様式第10号(第13条関係)

設計変更届

略

認定長期優良住宅建築等計画について、計画を変更したいので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

略

の規定により、次のとおり報告します。

略

様式第4号(第7条関係)

認定長期優良住宅状況報告書

略

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

略

様式第5号(第8条関係) 略

様式第6号(第9条関係) 略

様式第7号(第10条関係) 略

様式第8号(第11条関係) 略

様式第9号(第11条関係) 略

様式第10号(第12条関係)

設計変更届

略

認定長期優良住宅建築等計画について、計画を変更したいので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。